

# 総 会 議 事 録

令和4年3月

令和4年3月10日(木)開催

宮津市農業委員会

# 宮津市農業委員会定例総会議事録

会 期 令和4年3月10日(木)  
開 会 午前9時30分、閉 会 午前10時20分  
場 所 宮津市中央公民館 大会議室

## 農業委員

出席 今中 睦美、宇野 由美子、和久田 二三代、久保添 公哉  
関野 掲司、宮崎 健治、宮崎 正之、山田 正明、松本 聡  
吉田 雅典、吉田 進、小山 有美恵、細井 康、石田 弘司

14名

欠席 なし

## 農地利用最適化推進委員

出席 酒井 義浩、細見 秀史、平野 信也、宮前 善有、糸井 久和  
和田 隆、瀬戸 享明、溝口 喜順、垣根 敏孝、荻野 雅章

10名

欠席 なし

事務局 事務局長 小西 正樹、主任 内藤 進介

## 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- 日程第3 議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について
- 日程第4 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
- 日程第5 議案第11号 非農地証明交付申請の承認について
- 日程第6 議案第12号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定等について
- 日程第7 議案第13号 非農地判断の運用方針について

〔関野会長〕 おはようございます。

ただ今から、令和4年3月定例総会を開会いたします。

始めに、先月はちょっと体調を拗らせまして欠席をしまして申し訳ありません。

今日は大丈夫かと思えます。議長の代行をお世話になりました今中委員さんあ

りがとうございました。年度末となりましたが、今ロシアがウクライナに侵攻し悲惨な状況が2週間以上続いております。そんな中でも北京パラリンピックを開催していただいて、また国内で京都府でもまん延防止特別措置法が21日まで延長されまして、皆様には引続き感染防止に努めてください。最後に資料にも添付されておりますが、農業委員会だよりの第51号を発刊することができました。関係委員の皆様には、御多忙のところ大変お世話になりまして、この場をお借りしましてお礼を申し上げます。それでは、本日の議事に入ります。本日の出席者は24名中24名です。全員出席になります。よって総会は成立いたします。それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。細井委員、石田委員にお願いいたします。

次に、日程第2、議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」を議題とします。お手元にごございます「配付資料」にありますとおり、議案第8号の当事者である溝口委員はここで一旦御退席いただきますようお願いいたします。

(溝口委員退席)

〔関野会長〕 事務局より、提案説明をお願いいたします。

〔内藤主任〕 失礼いたします。お手元の資料の3頁を御覧ください。議案第8号になります。「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」下記の申請人より、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったことについて議決を求めます。2件ございます。

1番です。農地の所在は大字松尾※※番ほか2筆、登記地目はいずれも田、面積は合計で※※㎡です。譲渡人は※※にお住まいの※※様、譲受人は※※にお住まいの※※様です。譲渡人の申請事由につきましては、高齢により農地の維持管理が困難になったためです。譲受人の申請事由につきましては、農業経営を拡大するためです。

2番です。農地の所在は大字由良※※番、登記地目は田、面積は※※㎡です。譲渡人は※※にお住まいの※※様、譲受人は※※にお住まいの※※様です。なお、譲受人は先月の議案第5号で同じ3条の所有権移転の許可を受けられました※※様で、今回は先月と同じ田で、この田が1枚で3筆に分かれておりますが別の隣の筆となっております。譲渡人の申請事由につきましては、遠隔地で生活しており当該農地を管理できないためです。譲受人の申請事由につきましては、農業経営を拡大するためです。

具体的場所につきましては4頁に地図を添付しております。上が1番の松尾の

案件となっております。地図には載っておりませんが地図の少し上側に家族旅行村があります。そこから東野集落側へ下りた所が※※番、※※番、さらに松尾集落側へ下りた所が※※番となっております。

次に下の2番が由良の案件となっております。上側が由良港地区になります。国道178号線沿いの、由良川にかかる鉄橋付近です。鉄橋から石浦方面へ広がる、一団の農地の一部となっております。資料により御確認ください。

次の5頁をお願いします。現地の写真を添付しております。上2枚が1番の松尾の写真になります。雪が多いですがこの写真は3月に入りまして役員会終了後の、総会資料を送付する直前に写真を撮り直しに行きましたが、それでもまだ雪が多く分かり辛い写真となっております。この内、上の2筆は以前から譲受人の※※様が利用権設定により耕作されており水稻栽培で適正に管理されております。下の1筆につきましても別の地元の方により同様に適正に管理されております。取得後は3筆とも引続き水稻栽培として営農される計画となっております。

次に下の2番です。由良の写真となっております。写真に写っております1枚で3反ほどの田ですが、この1枚の田が3筆に分れておりその内の枠に囲まれた部分が今回申請の農地となっております。枠の以外の左側の農地が2筆に別れておりますが、その内すぐ隣の1筆が元々譲受人の※※様が所有の農地となっております。もう1筆につきましても先月の3条申請により譲受人の※※様が取得されております。これまで1枚の田が3名の別々の方の名義になっておりましたが、今回の申請により1名の名義に整理できることとなっております。

次の6頁、裏面の7頁に許可申請に係る調査書を添付しております。始めに6頁になります。1番の松尾の案件になります。調査書の最初にあります第2項第1号です。所有する農地を適正に管理できるかという点につきまして、譲受人の、農作業の従事状況等から、申請農地を含めた全ての農地を効率的に利用できるものと見込まれました。第2項第5号の下限面積30aにつきましては、譲受人の経営農地は※※aで基準を超えております。その下の第2項第7号の地域の調和につきましては、1月31日、地区担当の小山委員、溝口推進委員に、お世話になり現地確認を実施しております。地域の周辺農地との調和につきましては、譲受人は以前から申請農地の大半を耕作され、今後も継続した営農を計画されていることから、周辺農地に特段影響を及ぼすことはないものと考えられました。

次に裏面の7頁になります。2番の由良の案件になります。調査書の最初にあります第2項第1号です。所有する農地を適正に管理できるかという点につきまして、譲受人の、農作業の従事状況等から、申請農地を含めた全ての農地を効率的に利用できるものと見込まれました。第2項第5号の下限面積30aにつきましては、譲受人の経営農地は※※aで基準を超えております。その下の第2項第7

号の地域の調和につきましては、1月27日、由良地区担当の山田委員、平野推進委員に、お世話になり現地確認を実施しております。地域の周辺農地との調和につきましては、譲受人は同じ田の一部の所有者であることもあり以前から申請農地の管理に関しておられ、今後も継続した営農を計画されていることから、周辺農地に特段影響を及ぼすことはないものと考えられました。

議案第8号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員から補足説明をお願いします。1番は小山委員、2番は山田委員から報告をお願いします。

〔小山委員〕 説明にありましたとおり1月31日に現地確認をしております。事務局の説明でもありましたが、今でも雪がありその時も多かったため道路からの確認をさせていただきましたが、雪の無い時期にも営農を確認しております。今回の申請農地は以前から大半を※※さんが耕作されておりますし、名義を替えるだけになると思うので許可して問題ないと判断いたしました。

〔山田委員〕 由良の件ですが、先々月ですが1月27日に現地確認を行いました。先月申請を出された人の、真ん中の田の方が今回は国道側も取得したいということで、同じ田の中なので特に問題はないと判断いたします。以上です。

〔関野会長〕 ありがとうございます。これより議案第8号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 特にないようですので、異議なしと認め議案第8号については許可してよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは、議案第8号については許可といたします。一時退席いただいた溝口委員は再入室いただきますようお願いいたします。

(溝口委員 再入室)

〔関野会長〕 次に日程第3、議案第9号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 8頁を御覧ください。議案第9号です。「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について」下記の申請人より、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったことについて意見を求めます。1件ございます。

農地の所在は大字宮村※※番ほか1筆、登記簿地目はいずれも田、面積は合計で※※㎡です。申請人及び土地の所有者は宮村にお住まいの※※様です。転用目的は共同住宅及び駐車場を整備するためです。

具体の場所につきましては9頁に地図と現地写真を添付しております。上の地図ですが、位置的には宮村の八幡児童遊園から府道を隔てた向い側となっております。その下の現地写真ですが、上側の※※番が共同住宅を建設する計画で、下の※※番が市道を挟んだ向かい側になりますが、この入居者用の駐車場を整備する計画での申請となっております。

共同住宅は2階建て各階に3世帯、計6世帯が入居できる規模のアパートで工事はトータルで※※円となっております。

次の10頁に本案件に係る意見書を添付しております。申請に係る土地、事業計画、農地の区分を確認しております。意見書の中ほどにあります、適當の文字に丸囲みしてありますところですが、1番の農地の区分と転用目的ですが、こちらは第1種住居地域となっております、農地の区分としましては第3種農地に該当するという事で転用可能な農地となっております。2番の資力及び信用につきましては残高証明及び融資予定証明書により確認をとっております。また9番の周辺農地等への影響につきましては、隣接地に耕作されている農地はなく、雨水につきましては既設の側溝、生活雑排水は下水道への排水で対応することを確認しております。議案第9号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようお願いいたします。以上です。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当の久保添委員から補足説明をお願いします。

〔久保添委員〕 去る3月7日、事務局同行で辻町の案件について現地確認を行いました。その結果ですが隣接する農地は1筆ありますが耕作は全くされておらず、いずれも周辺農地への影響は無いと判断いたしました。また側溝の位置などを図面と照合し雨水、排水対策も確認を行い申請が許可相当であると判断いたしました。以上です。

〔関野会長〕 ありがとうございます。これより議案第9号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第9号につきましては許可相当の意見を付し京都府へ進達してよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第9号については、許可相当の意見を付し、京都府へ進達します。次に日程第4、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 お手元の資料の11頁を御覧ください。議案第10号になります。

「農地法第5条の規定による、許可申請に係る意見について」下記の申請人より、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったことについて意見を求めます。2件ございます。1番です。農地の所在は 大字江尻※※番、登記簿地目は畑、面積は※※㎡になります。譲渡人は※※にお住いの※様、譲受人は※※の※※様です。転用目的はカヌー置場など保養地として利用したいということです。

2番です。農地の所在は大字獅子崎※※番、登記簿地目は畑、面積は※※㎡になります。譲渡人は獅子崎にお住いの※※様、譲受人は※※にお住まいの※※様です。転用目的は一般個人住宅建築用地とするためです。

具体的場所につきましては12頁に地図を添付しております。上が江尻の案件になります。位置的には府中公園付近となります。国道から海側へ入った所になります。下が獅子崎の案件になります。府道からつつじが丘団地に入りまして一番奥通りに面した区画となっております。資料により御確認ください。

次の13頁に現地写真を添付しております。上が江尻の案件になります。写真に申請地※※番と奥の※※番に住宅が写っておりますが、譲受人はこの住宅の方がメインとなりますが今回申請の土地とセットで取得し会社の保養施設として主にカヌー置場ということですが、レクリエーションなどが出来るスペースとして利用したいとのことでした。申請地は、近年は雑草の防止シートが敷かれ作付けはされておられません。次に下の獅子崎の写真になりますがつつじが丘団地の元々住宅用に整備された土地になりますが、買い手が決まるまでは畑として利用されておりました。現在は柿の木が8本程植樹されております。

次の14頁、15頁に申請に係る意見書を添付しております。最初に14頁の左上になりますが、農地の区分ですが申請地は、街区の面積に占める住宅面積の割合が40パーセントを超えることから第3種農地となっております。従いまして、転用可能な農地となっております。下の検討事項、意見等の覧ですが2番の資力及び信用につきましては、金融機関発行の取引証明により預金の保有額等を確認しております。また工事計画等に係る項目につきましても提出資料等により確認を行っております。9番の周辺の農地等への影響につきましては、3月2日に地区担当の吉田雅典委員、和田推進委員に立会いをお世話になり現地確認を実施しております。

次に裏面の15頁をお願いします。獅子崎の案件になります。左上になりますが、農地の区分ですが申請地は、土地区画整理事業の区域内の土地であることから第3種農地となっております。従いまして転用可能な農地となっております。下の検討事項、意見等の欄ですが、2番の資力及び信用につきましては、金融機関発行の残高証明により確認しております。また工事計画等に係る項目につきましても、提出資料等により確認を行っております。9番の周辺の農地等への影響につきましては、2月28日に地区担当の和久田委員、酒井推進委員に立会いをお世話になり現地確認を実施しております。議案第10号に係る説明は以上となります。御審議を賜わりますようお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員から補足説明をお願いします。1番は吉田雅典委員、2番は和久田委員から報告をお願いします。

〔吉田雅典委員〕 去る3月2日、和田推進委員及び事務局同行で1番の江尻の案件について現地確認を行いました。

事務局の説明にありましたが、この土地は隣の建物を購入される方が今回の場合※※の企業さんですが、セットでこの農地も購入して会社の保養地のカヌー置場にしたいということで、セットといいますのはこの農地は周囲を宅地に囲まれておりまして進入路がこの隣の建物の敷地しかない状態ですので、切り離すことは現実的ではないと考えます。

また、現地の様子ですが隣接する農地もなく雨水については既設の側溝に排水することが確認できましたので、この申請について問題ないものと判断いたしました。以上です。

〔和久田委員〕 獅子崎の案件ですけども、この土地は販売目的で区画整備されております土地で、転用は問題ないと思います。



〔関野会長〕 ありがとうございます。これより、議案第 10 号について質疑に入ります。御意見等のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第 10 号については許可相当の意見を付し京都府へ進達してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第 10 号については許可相当の意見を付し京都府へ進達します。

次に日程第 5、議案第 11 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。お手元にごございます「配付資料」にありますとおり、議案第 11 号の申請者と同居の親子関係である\*\*委員はここで一旦御退席いただきますようお願いいたします。

(吉田雅典委員 退席)

〔関野会長〕 事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 お手元の資料の 16 頁をお願いします。議案第 11 号になります。最初に資料の訂正をお願いします。16 頁と裏面の 17 頁ですが頁の印字に誤りがありまして、頁が逆になっております。お手数ですが裏表を入れ替えていただき、頁を元々 17 とスタンプされている面に 16 頁、その裏面は逆に 17 頁と記入をお願いいたします。お手数をおかけして申し訳ありません。説明に戻らせていただきます。

訂正後の 16 頁をお願いします。「非農地証明交付申請の承認について」下記の申請人より、非農地証明交付申請があったことについて議決を求めます。4 件ございます。1 番です。土地の所在につきましては大字波路\*\*番、登記地目は畑、面積は\*\*㎡となっております。土地の所有者は\*\*にお住まいの\*\*様でしたが、亡くなられたため、\*\*となっておられます\*\*の\*\*様からの申請となっております。非農地の事由につきましては昭和の頃から耕作していないということです。2 番です。土地の所在につきましては大字波路\*\*番ほか 3 筆、登記地目はいずれも畑、面積は合計で\*\*㎡となっております。土地の所有者は先程の 1 番と同じく\*\*となっております。非農地の事由につきましては平成 10 年頃から耕作していないということです。

次に裏面の3番です。土地の所在につきましては大字国分※※番ほか1筆、登記地目はいずれも田、面積は合計で※※㎡です。所有者は※※にお住いの※※様です。当委員会の※※委員の同居の父親になります。非農地の事由につきましては平成10年12月31日頃から耕作していないということです。

4番です。土地の所在につきましては大字新宮※※番ほか5筆、登記地目はいずれも田、面積は合計で※※㎡です。所有者は※※にお住いの※※様です。非農地の事由につきましては平成28年10月の豪雨災害から耕作していないということです。

具体的場所につきまして、18頁、19頁に地図を添付しております。上の地図①とあります1筆が1番の波路の案件、②が2番の案件となっております。位置的には市営東波路団地の少し宮津寄りの波路集落内となっております。次に下が2番の続きになりますが、波路の案件となっております。上の地図から少し栗田側になります。旧宮津清掃工場の手前の山中になります。次に裏面の19頁をお願いします。上が3番の国分の案件となっております。位置的には郷土資料館の直ぐ裏手となっております。

次に下が4番の新宮になります、新宮集落付近の山の斜面に棚田として位置しております。資料により御確認ください。次の20頁から22頁にかけて現地写真を添付しております。上が1番の波路の案件になります。住宅の間の空き地の部分で以前からポート置場として利用しており現在は夏場は雑草が生え耕作は行っていない土地となっております。次に下2枚が2番の4筆の中の3筆となっております。上側の中段の波路※※番ですが、手前の右端に見えております倉庫が申請の敷地内にあり、そこから市道までを進入路として使用しております。昭和の頃からこの状態であったため始末書などは求めておりません。その奥側につきましては平成10年頃までは畑として利用されていたそうですが現在は、この写真では積雪の影響で整った感じに見えておりますが、実際には雪の下にススキ、背高泡立草などの雑草が倒れ、地面も硬化しておりました。その下が※※番と※※の写真となっておりますこちらにつきましても耕作を放棄されススキなど雑草が群生し地面が硬化しております。先程の上の写真の※※番につきましても雪のない時は同じような状態でしたので参考にさせていただきますようお願いいたします。

次に21頁をお願いします。上が2番の4筆目となっております。積雪により近づけないため遠方からの確認となっておりますが、山中の竹藪の中となっております既に山林原野化している状況でした。なお、この1番、2番の波路の農地につきましては、現在、※※によって管理されている土地でありますので、現段階では農地としての復旧は現実的には見込めない状況となっております。次に下の写真が3番の国分の案件になります。こちらにつきましては写真の右側が山になっておりまして、大雨が降る度に山からの水で被害を受ける場所となっております。

法面の崩壊もあり永年耕作されておらず雑草が群生しておりました。

次の 22 頁をお願いします。最後 4 番の新宮の写真となっております。上の写真の※※番が現地の位置的には山の麓側、そこから登っていく格好で最後の下の写真※※番が最も山頂側になります。この場所はいずれも平成 28 年の台風による被害で法面が崩壊し水が張れない状態で用水路についても被害を受け水が取れない状況となり 3、4 年耕作できない状況が続いたため現在はススキなどが群生し農地として利用が困難な状況となっております。議案第 11 号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員から補足説明をお願いします。1 番、2 番は久保添委員、3 番は吉田雅典委員の代わりに同じ府中地区担当の和田推進委員、4 番は宮崎健治委員から報告をお願いします

〔久保添委員〕 先月末に酒井推進委員及び事務局で波路の農地につきまして現地確認を行いました。写真については 1 番上※※の写真のとおりここは昔から船着場で使われていたということで、現在も写真のとおり船が置かれており夏場は雑草が群生している状態です。

次の中段の写真は事務局の説明のあったとおり、手前の一部は車庫の敷地として進入路となっております。その奥の部分につきましてはススキや背高泡立草など雑草が群生している状態です。一番下の写真の 2 筆はここも長年耕作されておらずススキや背高泡立草などの雑草が群生している場所になる状態で、写真の下の遊歩道の向いが海になっておりまして悪天候の時には海水が農地に入ってくるといことで耕作の困難な農地と判断いたしました。

最後に 21 頁の波路※※の写真のとおり山の中ということで竹林となり山林原野化しているため耕作は困難と判断いたしました。以上です。

〔和田委員〕 先日、3 月 2 日に吉田雅典委員、事務局、私で現地を確認にいきました。写真では分かりにくいですが隣に防護柵が張り巡らしているような現場で、猪が遊びに来るような場所ではあるんです。よって耕作は出来ないという場所ではあります。隣が国分寺さんのお寺になっておりまして、そこに無償提供されたという噂も聞いておりますので、非農地になった後もお寺さんがきっちり管理されるようですので非農地で問題はないと判断します。

〔宮崎健治委員〕 去る 3 月 2 日、宮前推進委員及び事務局で、4 番の新宮の農地について現地確認を行いました。写真は資料の 22 頁になります。なお、申請者であります※※さんにも説明のため、急遽、現地確認に参加を頂いております。

事務局の説明にもありましたが、ここは平成 28 年の豪雨で災害を受けた影響で耕作を放棄された農地ということで、畔、法面が崩壊しており水田として水が張れない状態でした。また用水路にも被害を受けており水が引けないとのことでした。現在は被災から数年間放置されていたためススキが群生しておりここを農地として使用することは困難であると判断いたしました。以上です。

〔関野会長〕 これより、議案第 11 号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第 11 号については承認してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第 11 号については、承認とします。一時退席いただいた※※委員は再入室いただきますようお願いいたします。

(吉田雅典委員 再入室)

〔関野会長〕 次に日程 6、議案第 12 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いいたします。

〔内藤主任〕 23 頁をお願いいたします。議案第 12 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について」になります。こちらにつきましては中間管理機構を介した貸借となっております、貸手と借手が先に決定しておりますので一括方式での提案となっております。3 件ございます。3 件とも喜多の農地で耕作者は※※の※※様となっております。貸借期間は令和 14 年 3 月 17 日までの 10 年となっております。今回の利用権設定に係る広告日につきましては、3 月 18 日となっております。資料により御確認ください。議案第 12 号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 これより議案第 12 号について質疑に入ります。何か御意見等ございませんか。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第 12 号については決定することとしてよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第 12 号については決定とします。次に日程 7、議案第 13 号「非農地判断の運用方針について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔小西事務局長〕 失礼いたします。議案第 13 号「非農地判断の運用方針について」でございます。非農地判断につきましては、令和元年度から委員の皆さんとも意見交換をさせていただきまして、本年度につきましても推進会議で 8 月、12 月と 2 回に分けて国の通知でございますとか、また先進地事例として京丹後市や京丹後町の資料なども配付し御説明をさせていただいて共有をさせていただいたところでございます。この非農地判断につきましては農地利用状況調査で B 判定となったところについては農業委員会の確認を経て台帳から落としていきなさいという通知が昨年 4 月にあったということでございまして、府内の市町村におきましてもこの対応を今進めているというところございまして、国からの通知によりましては 4 月以降は毎月非農地を判断したところを毎月報告しなさいということがございまして、そういった照会の対応もさせていただいております。

そういった中で、今年度の農地利用状況調査におきましては上世屋におきまして先月報告させていただいたのですが、農地の棚卸しということで全筆調査をされまして 861 筆が B 判定ということでほとんどが山林原野ということで残ったものでございますが、こういったものを整理していきたいというお話もお聞きしております。

京力農場プランの策定も進めていただいておりますけれども守るべき農地を明確にするというのが一つ目的となっております、この運用方針を定めていきたいというものでございます。資料の方は 25 頁を御覧いただきたいと思いますが、こちらの方でその運用方針ということで事務局で考えましたものにつきまして御説明をさせていただきたいと考えております。

まず、大きく分けまして令和 4 年度以降、この春からの対応ということになりますが、この対応とこれまで令和 3 年度までの対応と二つの大きな区分として記載をさせていただいております。まず、1 番の 4 月以降の流れとして書いております。これは農地利用状況調査の中で、まずは B 判定農地を選別いただく中での対応ということでございます。

まず、協力員さんの方から農業委員会委員さん推進委員さんへ報告をいただく中で一覧表でB判定、それから現地の写真等を事務局へ提出をいただくということにしておりまして、従来と変わらないですがこのB判定となった農地につきまして、さらに協力員さんと一緒にしていただいてもいいのですがB判定の挙がってきた所を委員さんと推進委員さんとで現地確認を行っていただきます。この時、事務局は原則として同行はしないということですが、その報告を受けまして、また事務局が整理をしまして後日、議案にする前に必要に応じて現地を確認していく。その農地を一覧にしてまとめ、その一覧表と現地写真をお付けいたしましてこのB判定農地について非農地の判断を求めたいという格好にさせていただきたいというものが4月以降の流れでございます。

既に3年度までにB判定とした農地についての対応は2番のところでございます。こちらにつきましてですが、3番の取扱い内容の括弧2のところにも記載をされておりますこの3年度以前の取扱いということで、現況が山林原野、宅地等になっているもの、いわゆる田畑の農地ではないという地目につきましては、京都府のGISシステムの方でも航空写真とも連携させていただいておりますので、こちらでその既に現況が山林原野とか宅地につきましては、一度皆さんが利用状況調査で御確認もいただいておりますので、田畑の地目以外のところについては現地確認を省略することにさせていただきたいと考えております。そういった中で田畑については①の②の所にありますように現地の確認を委員さんでお願いしたいということでございます。その一覧表、地図を事務局の方へ御提出いただきまして、事務局の方が一覧表をおまとめをいたしまして総会にお諮りをし、この際には写真は付けないということで判断をしていきたいというふうに考えております。なお、3番の取扱いのところでございますがこの非農地判断をした農地につきましては所有者には報告はしないということにしたいと考えております。それに関連いたしまして市の農林水産課それから税の担当課また法務局ともしっかりと事前に調整をした上でこの取扱いを進めていきたいというふうに考えておりますし、判断したものについても関係する機関について御報告をしていきたいというふうに考えております。取扱内容の(3)のところにもございますが、今回非農地の交付申請の方も毎月のように挙がっているわけですが、こちらで一括で判断したものについては、この申請者に同じ申請を求めるのではなく証明願というような形で判断したものについて証明書を交付してそれを御利用いただき、手続を簡略化していきたいというふうに考えております。

この運用につきましては4月1日から始めていきたいと考えております。具体的にどうするんだということになる訳ですが既に上世屋の方では沢山の農地がB判定となっております。そういった所につきまして他の地域でも沢山の判断していかないといけない農地がある訳でございますが、こちらにつきましては、また

4月以降に担当地区の委員さん等々御相談をさせていただきながらどのように進めていくかということや地域ごとに御相談をして進めていきたいということで、一気になかなか難しいと思っておりますので時間がかかるとは思いますが、少しずつ台帳の整理をするという意味でもこの非農地判断を進めていただきたいというふうに思っております。事務局からの提案説明ということにさせていただきたいと思っております。御審議の方よろしく願いいたします。

〔関野会長〕 さきほどの説明のありました議案第13号について質疑に入ります。何か御意見のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第13号については承認することとしてよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第13号については承認とします。以上で、議事日程は全て終了しました。議案書の最後の頁に、先の役員会で行われた専決報告の一覧を添付しております。御質問等ありましたら、会議終了後に事務局までお願いします。

宮津市農業委員会会議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により署名する。

会 長 関野 揚司

委 員 石 田 弘司

委 員 齋 井 康

記 録 者 小 西 正 樹